平成15年4月21日[月]第13号





# #L## 90##!

THE MOTTOMO-KITA NET

救 命 衣 を 着 よ う

## 稚内海上保安部

TO97-0023 稚内市開運 2 丁目 2 番 1 号 TEL 0 1 6 2 - 2 2 - 0 1 1 8 FAX 0 1 6 2 - 2 9 - 2 0 0 7

e-mail wakkanai-kanri@kaiho.mlit.go.jp

ホームページアトレス

http://www.kaiho.mlit.go.jp/01kanku/wakkanai/

救命衣を



# 救命衣着用実態調査の実施

稚内海保では、これまで管内13漁協に対し、救命 衣着用率100%を目指し海難防止指導を行ってきま した。各漁協では救命衣着用を義務づける『救命衣着 用規約』を平成14年2月までに管内全漁協が制定し ましたが、調査の結果は残念なことに未だに救命衣着 用率100%にはいたっておりませんでした。

稚内海保では、救命衣着用率 1 0 0 %を強力に推進するため、職員による集中的な《救命衣着用実態調査》を管内全域で行い、未着用者及び管理者には、強力な指導を行うこととしております。利尻・礼文地区は後日実施予定。実態調査の実施予定日は次のとおりです。

漁協名	実 施 予	定日
枝幸漁協	4月09日(水)	5 月20 日(火)
頓 別 漁 協	4月11日(金)	5 月12 日(月)
猿払村漁協	4月14日(月)	5月28日(水)
宗谷漁協	4月17日(木)	5月23日(金)
稚内漁協	4月25日(金)	5 月21 日(水)
天塩漁協	5月06日(火)	6月04日(水)
遠別漁協	5月12日(月)	6月10日(火)

4月9日は流氷接岸及び4月17日は荒天のため休漁。



写真右の帆立漁船 21 隻、乗組員 9 6 人全員着用、100%であった。乗組員の一人は『この時期、海に落ちたら終わりだべェ!



漁船15隻、乗組員64人全員着用であった。その中の 1隻の船長は『船長も乗組員も漁の間はチョッキ(救命衣) を着るのとヘルメット被るの当たり前になったよ』と言う。



FM わっぴ~で救命衣着用促進を呼びかけ、着用実態調査の実施について広報活動中の海保職員(写真左)と4~6月の毎週月曜日の0930~1030と1330~1430の間、稚内市役所1階市民ロビーでビデオ《教命衣着用100%を目指して~海からの生還~》を放映しております。気軽にお立ち寄り願います。

### GWのマリンレジャー安全推進旬間について

最北の海も春の陽気とともに息吹、海明けとなり、漁業や港湾など海事関係者が本格的に躍動する季節を迎えた。マリンレジャーも活発化し始めるゴールデンウィーク期間の4月26日(土)~5月5日(月)までの10日間、《海で安全に楽しく遊ぶために ~大切な命は自分で守る~ 》をメーンテーマに、次の重点事項を主体にマリンレジャー安全対策を推進し、海難事故に伴う死亡・行方不明者の減少を図ることとしております。

#### 重点事項

- 1. 自己救命策確保キャンペーンの展開
  - ライフジャケット(救命衣)の常時着用
  - 携帯電話の携行(防水パック使用)
  - 118番の有効活用
- 2.6月1日施行の「船舶職員及び小型船舶操縦者法」の周知
- 3 . 海上保安庁提供のマリンレジャー安全情報の利用促進
- 4. 釣り愛好者に対する安全対策の推進

4月17日、道北地区排出油防除協議会事務局は構成会員65機関に初版刊行の【排出油防除マニュアル】を配付しました。お問合せは、稚内海保・防災担当官まで。

ご存じですかぁ、**5月12日は『海上保安の日』** 

ミニコミ紙「最北ねっと」が創刊されて1年ですyo~。

